

再意見書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 541-0054

住 所 おおさかふおおさかしちゆうおうくみなみほんまち ちょうめ
大阪府大阪市中央区南本町2丁目4-6
にっぽうほんまち びる かい
日宝本町ビル 11階

氏 名 イーブロードコミュニケーションズ株式会社

取 締 役 しもむら えいじ
下村 栄滋

電話番号

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公示された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出いたします。

弊社（イーブロードコミュニケーションズ株式会社）は、第二種電気通信事業者(E-14-2067)としてローミング事業者のサービスを利用し特定マーケット向けにインターネット接続サービスを提供する事業者です。

今回の東西NTT様の約款申請に関連して各社が提出された意見書を拝見し、弊社の今後の展開を見据え、ローミング事業者のサービスを利用しインターネット接続サービスを提供する立場として意見を提出させて頂くに至りました。

ご配慮の程お願い申し上げます。

【ネイティブ方式の弊害】

本方式により申請されている内容で認定がなされた場合、ローミング事業を継続できるのは、ネイティブ方式での接続事業者3社に限られることになると考えられます。

この状況では寡占化によって弊社と同様な立場におかれる事業者は、条件面で不利益を被る可能性が高くなり厳しい環境におかれる懸念があります。

また、現在はフィルタなどの設定に関して、ローミング事業者と協議の上詳細な設定をおこないユーザーの要望に沿ったサービスを実現しており、ネイティブ方式が採用された場合、フィルタなどの設定が東西NTT様において全てコントロールされる、もしくは接続事業者3社によって画一的な対応となった場合など、現在のサービスレベル継続が困難になる危惧をもっております。

【トンネル方式について】

本方式は、現在の相互接続と同様の接続方法と認識しています。

全事業者がトンネル方式を採用しておれば、寡占化による危惧も解消され条件面並びにコスト面での不利益なども考慮する必要がなく、従来通りローミング事業者のサービスを利用し、ユーザーの要望に添うサービスを継続していくことが可能であると考えています。

但し、「アダプタ」の費用がユーザー側の負担となるとする点は看過できるものではありません。

NGNサービスが認可された際には、IPv6への移行は既知の問題であり東西NTT様側で、それを見据えて解決されるべき内容ではないでしょうか。

【結論】

ブロードバンドの普及などにおいても、通信業界は自由競争を拡大する方向で発展してきたという実感があり、接続事業者を3社に限定するなどの寡占化を懸念し、業界の発展に逆行する可能性に対する面からも思慮しており、弊社同様にローミングを利用する立場で考えると、現時点でネイティブ方式の約款の認可を望むものではなく、また、トンネル方式についてもユーザー負担の追加となるアダプタ費用については、無償化での提供を検討頂けることを強く求めています。